

会 議 録

1 会議名

平成27年度第11回吉川区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

・報告事項（公開）

（1）地域協議会だより（第26号）の発行について

・協議事項（公開）

（1）市長への答申に対する回答について

（2）吉川区地域協議会活動報告会について

（3）吉川区地域活動支援事業の反省点、課題、改善提案等について

（4）自主審議事項について

① 区内の各種団体から意見を聴く会の今後の対応について

（5）地域協議会委員の改選・公募に係る協力要請について

3 開催日時

平成28年1月22日（金）午後6時30分から午後8時12分まで

4 開催場所

吉川コミュニティプラザ 3階 大会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：上野康博、薄波和夫、江村聖一、大滝悦子、大滝健彦、片桐利男、
片桐雄二、加藤正子、杉田幸作、関澤義男、常山久高、村松直子、
八木孝一

・事務局：常山所長、山田次長、八木市民生活・福祉グループ長、
大橋柿崎区産業グループ長、嶋田柿崎区建設グループ長、
風巻総務・地域振興グループ班長、鷺津総務・地域振興グループ主任

8 発言の内容

【山田次長】

・会議の開会を宣言

- ・北井一也委員、佐藤直彦委員、竹内徳法委員の欠席を報告
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・会議録の確認：杉田会長

【杉田会長】

- ・挨拶

【山田次長】

- ・議長の選出について、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長が議長を務める。

【杉田会長】

- ・本日の次第の確認
- ・関連する報告事項の整理
- ・協議事項
 - (1) 市長への答申に対する回答について
 - (2) 吉川区地域協議会活動報告会について
 - (3) 吉川区地域活動支援事業の反省点、課題、改善提案等について
 - (4) 自主審議事項について
 - ① 区内の各種団体から意見を聴く会の今後の対応について
 - (5) 地域協議会委員の改選・公募に係る協力要請について

・会長報告

- ・1月28日、柿崎病院後援会の理事会等が開催される。会長出席予定。

・委員報告を求める

【委員】

- ・発言なし

【杉田会長】

- ・事務局からの報告を求める

【山田次長】

- ・1件報告する。
- ・地域協議会だより（第26号）の発行について、この1月15日、別添のとおり発行し、全戸配布されたことを報告する。

【杉田会長】

- ・ 質疑を求める。

【委員】

- ・ 発言なし

【杉田会長】

- ・ 4 協議事項に入る。
- ・ (1) 市長への答申に対する回答についてである。前回の協議会にて、市長より諮問第75号、上越市過疎地域自立促進計画(案)について、「適当と認めます」との答申をしたが、その結果について、市長より回答があったので、これより審議を行う。
- ・ 事務局から説明を求める。

【風巻班長】

- ・ 協議資料No.1により説明

【杉田会長】

- ・ 質疑を求める。

【委員】

- ・ 発言なし

【杉田会長】

- ・ 次に(2)吉川区地域協議会活動報告会について、審議を行う。
- ・ これまでの活動を締めくくり、次世代へとつないでいくため、2月27日(土)に、吉川区地域協議会活動報告会を開催することについて、前回の会議で決定したところである。
- ・ 本日は、当日の係分担について協議する。
- ・ 前回の協議を踏まえ、事前に3役と事務局で協議をしたものである。
- ・ 詳細について、事務局から説明を求める。

【風巻班長】

- ・ 協議資料No.2により説明

【杉田会長】

- ・ 質疑を求める。

【委員】

- ・ 発言なし

【杉田会長】

- ・ 原案のとおり決定する。各副会長から準備をお願いする。

- ・次に（３）吉川区地域活動支援事業の反省点、課題、改善提案等について、審議を行う。
- ・委員から事前提出のあった検討事項案と、協議結果を踏まえ、３役と事務局で平成28年度採択方針・内規の改正素案を別紙のとおりとりまとめ、前回、審議を行なったが、結論に至らず、継続協議となっている。
- ・合わせて、上越市地域活動支援事業 平成28年度実施分 募集要項（吉川区版案）についても、協議をお願いします。
- ・できれば、採択方針・内規とともに、本日決定したい。
- ・採択方針案・内規案、今回新たに協議案となった、上越市地域活動支援事業 平成28年度実施分 募集要項（吉川区版案）について、事務局から説明を求める。

【風巻班長】

- ・協議資料No.3により説明

【杉田会長】

- ・採択方針、内規、募集要項は一括して審議する。
- ・審査は次期委員が行う。次期委員が採点をしやすくなるようにしたいため、このような案にしてある。反論があればお願いします。
- ・いかにして公平性を保つかが重要である。
- ・質疑を求める。

【関澤委員】

- ・3補助率、4補助金額、5審査基準については、案のとおりでよいと思う。
- ・本年度、採択したのに辞退して、また2次募集に応募する事例があった。これはうまくないのではないか。しかし、この案であれば、この問題は解消すると思う。内規に文章を織り込まなくてもよいと思う。
- ・補助金額について、緊急性のある事業等は、100万円を超えてもいいと思う。
- ・プレゼンテーションについて、提案事業について、必ずプレゼンテーションをしなければならない、と理解してよいか。それとも、提案者で不要と考えれば、しなくてもいいのか。

【風巻班長】

- ・案にあるとおり、プレゼンテーションに参加しなければならない、と書いてあるので、必ずプレゼンテーションをしていただく、ということである。

【常山委員】

- ・いろいろ議論をしてきた中で、継続性を加味しながら、新たな事業展開をしていくために、必要な文言の修正をし、整理がなされてきたと思う。継続性は必要だ。かつ、委員改選の時期なので、それを踏まえて改正をするというのであれば、案のとおりでよいのではと思う。
- ・ただし、限度額の 100 万円を超えることについて、含みを持たせてあることを理解しておけば、どうしても必要なときに、200 万円になっても、含みの中のことなので、いいのではないかと思う。この案でいいと思う。
- ・プレゼンテーションについては、地域事業費と言えども、税金を入れているので、提案したものについて、堂々と提案してもらいたいので、プレゼンテーションは必要であり、必須条件にしてほしい。

【八木委員】

- ・概ねこの案で結構である。理由としては、勉強会と事前審査が内規の柱である。各項目はここで調整できる。
- ・前回の会議の内容では賛成できないと思っていたが、3 役でうまく調整してもらった。
- ・プレゼンテーションは必要である。
- ・文章が固い。やわらかくできないか。

【杉田会長】

- ・文言が威圧的に捉えられるかもしれない。

【八木委員】

- ・プレゼンは必要だが、文言が固いと思う。

【杉田会長】

- ・表現の問題については、事務局と協議する。
- ・他に質疑を求める。

【片桐利男委員】

- ・先回と今回、会長が考えていることを、3 点話をいただいた。前回それについて私の意見を述べた。先回と重複する部分もあるが、繰り返し述べる。
- ・100%補助する件、上限を引き上げる件、この2つがあるが、補助率を 100%にするといいいながら、配分枠を超えたときは 13 点に満たない場合は不採択とするところある。ひょっとしたら、この辺でとんでもない結果を出すこともあるかもしれない。
- ・例えば、570 万円の中に入っていれば 100%補助で、600 万円なら補助率は審査に

よって決まってくる。結果として、570万円に満たない結果になる可能性も出てくる。570万円を超えたときに13点未満は不採択となる。表向きは100%補助といいながら、結果的に不採択になる。このひずみが問題である。これが1点。

- ・100万円を超えて上限を引き上げることについて、公益性、緊急性が高ければ、地域協議会の手には負えるものではないのではないかと。市が自ら行うべき問題ではないか。これが1点。
- ・もう1つ、審査方法について、点数を緩和している。ここだけでいいのではないかと。今までは23点以上が100%補助だったが、20点以上に緩和されている。
- ・前段の2点については、これまでどおりとしてほしい。3点目だけは新たに取り入れてほしい。これが私の意見である。

【片桐雄二副会長】

- ・片桐利男委員から意見があったが、確かに内規では点数を下げた経過がある。補助率を100%にするというのは、いろいろ意見があった中で、前回、関澤委員からもあったように、昨年審査のとき、観光協会から採択事業を取り下げ、新たな内容で提案があったという経緯があった。正直なところ、1次審査をした後に、残金が残っている状態で、審査基準に見合った部分で8割、7割という審査となる。地域のために事業提案をしたのに、審査をして残金が残るところに、我々審査をしている側と提案をしている側との温度差があって、そういう事態があったのだろうという反省の上にたったとき、基本的には570万円が吉川区のために地域事業費として交付されるということであれば、より多くの皆さんからそれを使ってもらえるのが、本来、我々も思いは一緒だと思う。
- ・先回のように、審査をしたら残金が出てしまう。残金が出たら返さなければならない。2次募集、3次募集というのも、2回、3回となると審査が甘くなったり、1回目の審査は7・8割だったのが、2回目の審査は残金があるから9割になったり、我々としても審査が正確にできなくなってしまうことを鑑みたとき、基本的には吉川区のために提案していただける事業は、100%補助をする。予算で570万円が交付されるなら、それは全部順番に100%補助してそれでも余るなら2次募集となるが、審査をしてわざわざそれを減らしておいて2次募集というのも、我々としては吉川区のために提案してもらったものに対して、できるだけ補助するというスタンスに立ったとき、100%補助というのが1つの希求になって出てきたのが背景で

ある。

- ・片桐利男委員から発言のあったとおり、600万円になってしまったら、100%補助といっても対応できないので、規約の中で原則は100%補助だが、審査の結果、補助率を調整する場合がある、というのは、600万円になった場合、審査をしなければ100%補助にはできないので、審査の結果を見たとき、その審査基準に見合った状態で、配分率に基づいて交付をするということを、考え方として内規で決めるということになる。これは、事業採択方針のように公の部分ではない。
- ・詳細については内規で決めるということとし、内規を20点満点にしたのは、100%補助にするとき、これまでは点数で評価してきたが、どうしても5項目の評価というのは、最初から事業提案をするとき、審査基準というのは、我々が決めたのではなく、行政側から、公益性、必要性、実現性、参加性、発展性という5項目は必須で決めてきている。審査をされてわかるかと思うが、審査項目に当てはめながら審査をしていくと、点数が2点、3点となると、合計で13、14点となる。しかし、協議をして審査をすると、14点てどうなのか。公共性がなく一部地域でのみ使われているのではないか、といった協議してきた内容だが、そういった提案でも点数が入ると、7割、8割の補助となってしまうということが、審査した内容のイメージと配分額が違うのではないか、という提案があるために、100%補助とするのであれば、せめて皆の採択が、点数の半分以上いかなかったら不採択にする、というのが内規の提案である。そのために13点が不採択とすれば、100%補助も20点満点で、前回の話を踏まえ20点にしましょうという内規の提案になっている。片桐利男委員が言われたように、補助率100%といいながら配分率があるというのは、整合性が取れない話ではなく、総額を超える場合には、バランスを考えて調整する場合があると明記してある。
- ・先ほど話があったとおり、100万円の件について、我々が審査した中には、200万円でも300万円でもやってもらいたい、といういい提案は出てきていないのは事実である。今期が終わって次の委員に付託するとき、吉川区全域にわたって250万円位かかるが、自己資金がないけど100万円ではできない提案が出たとき、原則は100万円と決めても、何が何でも100万円を超えたらだめだと、審査をする立場で100万円を超えたら切るというのは、うまくないのではないか、というところで、皆さんの意見を総合したとき、100万円の原則は置いておいて、事業内容によっては、

地域協議会で審査して認めたものについては、100万円の限度を超えても交付するというのは、地域協議会委員の審査として付託されてもいいのではないかと。原則100万円です。

- ・緊急性という表現は、取り方の違いだと思うが、突出したい内容について、100万円と区切る必要はないのではないかと、というのが、この内容の主なポイントである。

以前のように、上越市が行う事業はなくなって、提案事業しかない。緊急性が高く、必要性が高い事業というのは別の土俵になるだろう。考え方としては、緊急性というよりも、吉川区のためになるような素晴らしい提案であれば、100万円を超えても、

地域協議会で審査して認められればよいというキャパシティを設けたほうがいいのではないかとという観点で、このような表現になっている。緊急性が表現的にうまくないのであれば、表現を変えてもいいと思う。

- ・今までの内容で、100%補助にして、ものによっては100万円以上も認めるとすれば、常山委員が言われたように、地域協議会として、提案者の思いをプレゼンをしてもらって受け止めないと、事務局からの説明だけで審議し100%補助するのは乱暴な話なので、プレゼンをして1つ1つ確認をしながら、100%補助に値するなど、委員が確認することが必要ということで、プレゼンをすべて行おうと思う。
- ・今回の変更案になるが、相対的に、私たちが4年間やってきて、地域活動支援事業の審査は、2次募集などになると、過度な負担となっている。本来、地域協議会委員は、地域活動支援事業の審査のために委員になったのではない。我々は、上越市長から地域に関わることについて諮問されたときに、地域にとっていいのか答申するのが、我々の本来の職務であって、交付金が100万円でなければならないとか、制約するのも不本意な部分がある。我々が吉川区のことをよくわかっているので、行政から委託されて審査をしている。我々は、広く大きな部分で、地域から出ている提案を、提案者は一生懸命考えてきているので、それを理解し、なるべく手厚く、事業が遂行できるようにしてあげればいい。といっても、13点未満は不採択というのも、個人的な意味合いが強いなどは、点数の配分によって、不採択も必要だ。
- ・いろんな思いがあると思う。決して、誤解を招こうというわけではない。事務局も提案が出たとき、きちんと説明し、提案者との連携は密になっている。誤解を招く

ような内容は、提案者には伝わらないと思う。そのあたりの懸案はないと思う。

- ・個人的には、この案で、今までよりも守備範囲が広くした内容となっている。これを多数決で決めていただき、次期の委員がこれでやってみたときに、これでおかしいとなったら、新たな委員が新たな枠組みを決めてくれると思う。私たちは自分たちの反省にたって、新しい案を出している。これについては特に誤解を招くようなことはない。これで決めてもらいたい。

【杉田会長】

- ・加藤副会長、どうですか。ご意見をいただきたい。

【加藤副会長】

- ・今、片桐副会長が、細かく噛み砕いて説明してくれたので、そのとおりでいいと思う。

【杉田会長】

- ・表現が適切かどうかわかりませんが、地域協議会委員としての裁量権は今より増えると思う。それはご理解いただきたい。また、今よりも採点はしやすくなる。採点した結果についての説明もしやすくなる。それはご理解いただけると思う。
- ・緊急性が高い、という表現はうまくないかもしれない。緊急性が高くてすぐにやらなければならない、という意見書も結構だが、実際にそれを予算化してまとめると、時間的に難しい。地域活動支援事業は、時間的な速さも重要だと思う。
- ・批判をいただいても結構だが。
- ・他に質疑を求める。

【上野委員】

- ・先回、補助金額 100 万円について発言した。片桐利男委員が言われたように、緊急性、吉川区全域ということがあれば、地域協議会の自主的審議事項で上げるべき問題であって、これとは違うのではないか。行政も、こんなことがあるのか、何とかしようと、努力をするべきだ。
- ・会長の言われた中で、審議しやすくなるとか、裁量権が増えるとか言われたが、地域協議会の裁量権に当てはまるかどうかかわからないが、地域協議会は審査するだけだ。提案者は審査結果に基づき、補助金をもらって、こういう活動をしたと報告して終わり。行政も、「ああそうですか」と、フォーマットに書かれた報告書が上がってくればそれで終わり。お金の使い道の責任はどうなっているのかと思う。

【片桐雄二副会長】

- ・事業者が使った金額のことか。配分の責任のことか。

【上野委員】

- ・審議しやすくなるとか、裁量権が増えるとか言われたが、地域協議会は採点をして終わり。地域協議会の責任はどこへいくのか。こういう方向でやれば、説明がしやすくなる、というのは、全然納得できない。
- ・100万円にこだわるわけではない・・・。

【常山委員】

- ・上野さん、意見があるのなら、整理して言ってほしい。これは、執行部が検討して、完全に提案として出てきた内容である。極端な話・・・。

【上野委員】

- ・短く言えということか。

【片桐雄二副会長】

- ・上野委員の発言内容はよくわかった。

【上野委員】

- ・100万円の上限はもっと増やしてもよい。但し書き以降の文章は必要ない。

【片桐利男委員】

- ・先ほど3点お話しした。2点目に言ったことと、これから言うことが、反対のことを言うかもしれないが、話を聞いて判断いただきたい。
- ・他の区では、100万円をはるかに超えた提案が採択された事案がたくさんある。詳しい内容はわからないが、今回の提案で、こういうこととこういうことの場合、地域協議会で認めた場合は（上限を）上げましょうという、相当の関係度を持っている。そういう面では、むやみやたらに100万円の上限を超えるわけではない、という配慮がされているのは理解できる。
- ・今回2回目に発言したのは、常山委員が発言した、今までの継続性の中で、踏み外さないように、というのが、大事な進め方だと思う。そのとき、原則100万円とするが、配分の枠内であれば無条件で100%補助とすることについて、常山委員が言われた継続性というものと照らし合わせたときに、馴染むのかどうか、というこだわりがある。
- ・逆に、今までは採点基準があったが、今回からそれを無しとすると、過去の提案に

対する審査基準と今回の審査基準が、どこがどう継続性があるのか、と言われたときに、どう答えるのか。中身が違うのに。

- ・審査方法の平均点区分と補助率について、片桐副会長が言われたとおり、会長も先回言われたが、地域の皆さん方のことを考えて熱意をもって取り組んでいるのだから、できるだけ地域の皆さんの熱意にお答えするよう、事業をがんばっていただきましょう、という考え方、これは私も一緒だ。その一緒の部分は、今回の提案による審査方法でお答えできていると思っている。
- ・継続性というものを考えたときに、無条件で配分枠内であれば 100%補助であるというのは、継続性はない。ここにある提案とは意見が違っていると話させてもらう。

【片桐雄二副会長】

- ・審査基準は公となる。1 から 5 の審査基準に基づいて評価されるというのは普遍的なものである。内規の中で、その審査に対する点数の評価をどうするかを決めている。採点基準は一緒である。ずっと継続している。
- ・100 万円について、採択基準は 20 点以上とするが、去年も 20 点付いたのはいくつもない。点数評価だけでいくと、提案者に対して、7 割補助、8 割補助、9 割補助となった場合に、残金が残る可能性がある。自分たちが出した提案に対して、残金が残っている。7 割、9 割補助の違いは何か、何で評価が違うのか。残金が残っているじゃないか、と言われたときに、我々としては、その 7 割、8 割、9 割補助となった差異をどうやって説明するか、ということになる。基本的には 100%補助にして、残金は残さない。提案について全部 100%補助で、基準内を超えていて 13 点以上であれば満額を出すわけだが、それでも余れば提案者は文句ないだろうし、残金があれば新たな提案を出そうという気になるが、提案して、十分評価されているのに、それが 7 割補助になって、あとの 3 割は実費で出さなさい、となって、それではできない、ということがあった。そうしたときに、点数評価だけではそうした事態が生まれるので、100%補助というのが出てきている。点数と関連して 100%補助ということである。
- ・100 万円というのは原則残している。これを無くしてしまうと、今までの基準がいまいちということになる。上野委員が言ったように、緊急性が高い、というのは文言で問題があるが、100 万円を原則とする、ただし、吉川区全域に効果が及び、地域の活性化に大いに資する事業がある場合で、地域協議会が認めた場合、100 万円

を超えてもいい、という表現でもいい。言葉をうんぬんというよりも、相対的な内容を理解してもらわなければならないのは、100万円という原則が付いているが、吉川区の地域の活性化に大いに貢献する事業であれば100万円を超えてもいい、という内容を盛り込みたいということである。それについて異議はないと思う。ただ、表現がうまくないというのは、まだ検討の余地がある。ここで議論してもらいたいのは、内容はこういう意図であったということで、皆さんはそれがだめなのかどうか、という話だ。それに皆関連してくるので、プレゼンをしなければならないとか、審査基準の点数も、昨年23点以上が100%補助だったが、実際は出てきていない。点数評価はつかない。反面、9点以下もなかった。議論の中では、これはちょっと、というものもあったが、採択になってしまう。7割、8割補助になってしまう。8割補助になっても100%補助とどういう差異があるのか説明ができない。前回は取り下げがあったり、二転三転する状況があった。それらをクリアし、説明しやすいのは、100%補助というのが基本原則である。

- ・決められた予算の中で、配分が足らなかった場合、ある程度按分して、点数を付けて評価します、ということ。それなら皆さん納得するし、皆さんもそうだな、という話になると思う。他意があるわけではない。こうすれば広く内容をわかってもらえるのではないか、かつ、提案者の意欲を削がないで、100%補助で自己負担がなければ、もっといろいろな事業が出てくるかもしれない。そういうところを酌んで、こういう案になった。
- ・表現は検討の余地がある。事務局と詰めさせてもらってもいい。具体的な内容を審査していただきたい。

【杉田会長】

- ・真意はそういうことである。100万円の問題については、地域協議会が認めた場合、上限を引き上げることができる、という文言さえ入れれば、最低やってもらいたいことだが、私たちが細かいところまで決めなくてもいい。この文章さえ残しておけば、次期の委員が考えてもいい。これでいいのではないか、ということになれば、緊急性とか、吉川区全体の効果とかは議論しなくてもいいかもしれない。文言にこだわらないでいただきたい。案を作るとき、気持ちを理解してもらうには、何か表現をしないと理解してもらえないので出しているが、その辺りもご理解いただきたい。
- ・時間ばかりかけていても、いい方向が出ないので、100万円のところと、プレゼン

のところは、文章表現を考える。

- ・基本的に、賛成、反対の方があがるが、採決で決めさせていただく。よろしいか。

【片桐利男委員】

- ・採決すると言われたが、今回の改正案について、賛成か反対かの採決か。

【杉田会長】

- ・そうである。

【片桐利男委員】

- ・先ほど3点話をし、3点目はいいことだと同調した。採択されたときに、私は改正案について、ちょっと待つてという考え方となると、赤字で書かれた部分すべてを了解できないととられかねない。残念である。

【杉田会長】

- ・自分の立場を説明している。そういうふうにとるのはおかしい。いいと思う。一括で採択するが、賛成でも、反対でも、もし反対されても、自分でこの部分はいいと言ったので、そこは賛成だが、あとの部分は反対なので、反対なのだ、という表現ではまずいのか。あなたの発言を理解していない人はいない。

【片桐利男委員】

- ・大切なことなので、もう少し時間をかけませんか。

【常山委員】

- ・意見は変わらない。表現のところで譲ったとしても、但し書き以降をどうするか。提案している方は修正をかけてもいいと言っている。最後に譲ったとしてもそこだけだ。いつまでたっても、意見を言っているだけ。自分の意見は曲げられないという。

【片桐利男委員】

- ・2回目の発言のとき、3つ話したが、2つ目の件で、他の区では100万円を超えて、何の条件もなく採択しているところがあると発言した。この案には、こういう条件があつて、地域協議会が認めた場合は上限を引き上げる、とある。私としては理解できなくない。青天井でないからだ。条件が明記されている。お互いの意見は調整していかなければならない。いろいろな意見がある。これについても同調してもいい。ですが、継続性を考えたときに、提案事業全て100%補助というのは同意できない。

【杉田会長】

- ・言われることはわかる。執行部として提案させてもらった以上、譲れるところまでしか譲れない。一定の整理をしなければならない。
- ・100%補助について、但し書き以降の文面は再度考える。プレゼンについての表現も再度考える。しかし、基本的な内容については、この案のとおり提案する。それで多数決を取る。よろしいか。

【委員】

- ・「はい」の声多数

【杉田会長】

- ・挙手をお願いする。3役から提案した内容で了解する方、挙手をお願いする。
(挙手10名)
- ・反対の方、挙手をお願いする。
(挙手 2名)
- ・多数決の結果、この原案で決定する。ただし、文章表現については、再度検討し、次回の地域協議会で最終決定する。
- ・次に(4)自主審議事項について、①区内の各種団体から意見を聴く会の今後の対応について、審議を行う。
- ・11月の研修や、いただいた意見などを踏まえ、最終的な方向性を決めていきたい。
- ・前回に引き続き、11月の研修で出されたご意見や、これまでの議論などを踏まえ、皆さんからご感想やご意見を伺いたいと思う。
- ・私の方で、ある程度、経過報告をまとめさせてもらった。それを最初に発言する。
- ・会で出された意見を地域協議会して、次の3つに分類した。
 - (1) 地域協議会における自主審議事項として、検討すべき案件
 - (2) 情報提供が主な発言趣旨であり、先ずは各団体が主体的に取り組むべき案件
 - (3) 既に解決済みや区総合事務所が対応すべき案件
- ・さらに、「(1)地域協議会における自主審議事項として検討すべき案件」を
 - ①早急に検討すべき案件で、概ね任期中に結論が得られると考えられるもの。
 - ②検討すべき案件であるが、任期中に結論を得ることが困難と思われるもの。
 - ③その他の3つに分類し、「①早急に検討すべき案件で、概ね任期中に結論が得られると考えられるもの。」として

ア. 吉川中学校の職場体験等に関する案件

イ. 道の駅よしかわ杜氏の郷の四季菜の郷に関する案件

の、2案件について、関係者を交えた研修会を開催した。

- ・その結果、「ア. 吉川中学校の職場体験等に関する案件」については、PTAに事業報告がなされていなかったため、PTA役員が不安を感じていたものであり、事業は順調に実施されていることが確認されたので、地域協議会としての検討を終了した。「イ. 道の駅吉川杜氏の郷の四季菜の郷に関する案件」については、施設改善の要望もあり、今後も継続して審議していく必要がある。
- ・また、「(3)既に解決済みや区総合事務所が対応すべき案件」のうち、区総合事務所が対応すべき案件については、区総合事務所へ対応を依頼した。
- ・以上の結果を地域協議会の中間とりまとめとして、年度内に意見を聴く会に参加した団体に報告したい。どういう形で報告するか議論願いたい。

【風巻班長】

- ・各種団体から意見を聴く会の中で発言のあった事項について、何らかの対応をしていかなければならないので、会長から整理いただき、2点お願いをさせていただいた。
- ・1点は、皆さんの任期が4月で切れるため、その前に、意見を聴く会で作された意見について、中間的なとりまとめであったとしても、意見を聴く会に参加された皆さんに何らかのお返しをしなければならない。地域協議会では意見を3つに分類し、その中で特に急いで審議をしなければならないものについて、関係者を交えた研修会を開催した。こういう分類をしてこうやったという中間報告であったとしても、意見を聴く会に参加された方にお返しをさせていただきたい。
- ・四季菜の郷の件について、利用組合から、がんばっているが、施設が利用しづらい、という話が出された。それをどのようにしていくか。この2点を審議いただかないと、前に進まない。四季菜の郷については、今後審議をしていくことになっているかと思うが、この問題について、四季菜の郷の人達で取り組んでいただくか、自主的審議事項とするか。自主的審議事項とする場合は、木田庁舎に報告をしなければならない。過去には平成25年に保育園の在り方について、自主的審議事項として審議したことがある。自主的審議事項とすると、任期が4月までであり、結論が出るかという問題もある。自主的審議事項として審議した結果、市で対応すべきという話になれば、意見書という形で提出いただく。市と地域が連携してやる場合で、市

の予算が必要という場合、地域を元気にするために必要な提案事業を活用することができる。市の補助を受け自分たちで解決する場合は、地域活動支援事業がある。自分たちで解決する場合は、審議終了となる。

- ・今日は、前段のどういう方法で、意見を出された方にお返しをするか、協議願う。

【杉田会長】

- ・ここで意見を出してください、といっても無理だと思うので、3役で整理し、次回の地域協議会で方向を出させてもらう。
- ・日程的には大丈夫か。活動報告会は経過報告でよいか。

【風巻班長】

- ・恐らく、活動報告会の中で、片桐雄二副会長から、意見を聴く会を開催し、審議し、その意見について、年度内あるいは任期中に、意見を聴く会に参加された団体の皆さんにお返しする、という報告をすることになると思う。それまでにある程度の方角性を決めていただきたい。

【杉田会長】

- ・報告会が終わった後、我々の任期中に、意見をいただいた方に、地域協議会としてはこのように対応したと報告することになるのか。

【風巻班長】

- ・地域協議会としてはこのようにする、継続審議となっているものもある、それらは次期委員に引き継ぐ、といった話になると思う。

【杉田会長】

- ・流れとしてはこのようにしたい。質疑を求める。

【片桐利男委員】

- ・風巻班長から、ご意見いただいた皆さんへ中間報告が必要ということだった。また、意見を分類して、優先的にこの2点を検討した、ということだった。会長は、具体的にこういう方向で検討している、というところまで踏み込むという考えか。

【杉田会長】

- ・次回の会議で案を示すので、それで了解いただければ、報告会で報告をしなければならない。そこまでの過程を報告会で報告する。今より前進していれば、報告内容は変わる。3月の地域協議会もある。そこで方向性が出れば。我々の任期中の最終の状況を、意見を出した方に返すということだ。

【片桐利男委員】

- ・意見を分類して、優先的にこの2点を検討した。今後、さらに必要に応じて、具体的な協議に入ります、ということか。

【杉田会長】

- ・何も言っていない。それは次の話だ。

【片桐利男委員】

- ・そこを聞いている。そこまで踏み込むのか、踏み込まないのか。

【杉田会長】

- ・ここで話をするといっても案もないので、3役で検討し、次の地域協議会で議論すると言っている。

【片桐利男委員】

- ・この前、何らかの行動を起こさなければならないと話をしていた。

【杉田会長】

- ・それはわかっている。3役に任せてほしいという提案をしている。

【片桐利男委員】

- ・その話はわかるが、先回の方向性としては、四季菜の郷については検討が必要という話だった。そのとき1点お願いした。四季菜の郷の財務諸表についてもらってほしいという話をした。それが無いから、3役で検討しようにも、判断材料がない。それらが揃った段階で、意見が統一された段階で、踏み出すという発言をされるべきではないか。

【杉田会長】

- ・決算書を出せということか。

【片桐利男委員】

- ・私の言っているのはそうだが、皆さんもお考えがある。そういう資料を見せてもらった上で、方向性を探ってはどうか。

【杉田会長】

- ・あなたは一歩進んでいるから、前回そのような話をしたから、動くことになったのだから、動いてくださいということか。

【片桐利男委員】

- ・違う。

【杉田会長】

- ・動くとは、資料を見せなさい、前へ出なさいということか。

【片桐利男委員】

- ・そういうふうにしますということを、活動報告会で発言するのかと聞いている。

【杉田会長】

- ・何を要求するかどうか。

【片桐雄二副会長】

- ・2月27日の活動報告会で発表するとき、意見を聴く会で伺った意見について、どういう方向になっているのか、活動状況はこうなっていると報告をしたいが、こういう状況になっていることを勝手に話ができない。皆さんと方向的にどうしていくか確認しないと、発表できない。中学校の問題と、四季菜の郷の問題、それ以外の取り組んでいない問題、それらを方向付けして、どうするか。それぞれどうするか、今言えない。
- ・結論が出るような内容については、PTAのことについては、先生から話を聞いている。PTAと教員で溝があって、連絡が密になっていないところは、そのようにPTAに示す。四季菜の郷については、市の財産について地域活動支援事業で、という訳にはいかない。四季菜の郷と協議しながら、地域協議会で任期最後まで、出来る限り、意見書を出すとかといった取組みになると思うが、我々としても活性化のために努力をする。四季菜の郷の売上げが落ちているという話があったが、その実態はなかったことは確認した。これは報告できる。まとめた上で、それらを含めて報告となる。皆さんの了解を得て、2月27日に発表する。
- ・面倒なのは、取り組んでいないで、何も結論が出ていないものについて、どうするか。引き継ぎにするのか、お詫びにするのか。文言を含め課題がある。この部分をどうするか、3役と事務局で調整しながら、こういうふうにしたいと提案する。皆さんでこうしたいという意見があればお聞きする。会長は、この場で急に言われても、すぐに回答が出なければ、3役でまとめるという話になる。この場で今出なくても、こういうふうにしてはどうかという意見があれば、事務局に言ってもらえば、一緒に協議する。
- ・会長は、時間の関係もあるので、これで知恵を絞り出すのはたいへんだと思ってそう言っている。先ほどの案件があるので、3役に任せると一方的に決められてしまうのではないかと、という不安があるのかもしれないが、そのようなことはない。事務局と調整しながら、どういうふうにするか、先ほど方向性を含め、そういうふうに行こうという内容を、2月27日に発表させてもらう。

【八木委員】

- ・会長が先ほど説明した内容をベースに中間報告を作ってもらって結構だ。それを基に、片桐利男委員が言われるような、細かな協議が出てくると思う。
- ・中学校の協議は終わっている。四季菜の郷も、ベースが利用組合である。利用組合の許可がないと、土俵に乗ってこない。今の組合長が、利用組合に、4月の総会のためにそれを話してもらって、組合員が協議してから土俵に上がってくると思う。
- ・会長のペースで進めてください。それで結構だ。

【杉田会長】

- ・3役でまとめさせてもらおう。たたき台を出さないのは失礼だと思う。
- ・この件はそれでよいか。

【委員】

- ・「はい」の声多数

【風巻班長】

- ・先回、片桐利男委員から、四季菜の郷利用組合さんの決算資料を2点出してほしいという話があった。当方でも四季菜の郷利用組合さんの総会に出席しており、その資料を確認したところ、単年度の予算・決算で行っており、詳しい決算資料があるかどうか、組合長に確認中である。手元に資料はない。片桐利男委員の言われたものについては対応中である。その問題と今の提案とは切り離して考えていただきたい。

【杉田会長】

- ・次第5 総合事務所からの諸連絡について、事務局から説明を求める。

【山田次長】

- ・事務局より1件ご報告させていただく。
- ・1/23（土）15:45～ 吉川区新年を祝う会（吉川多目的集会所）

【杉田会長】

- ・質疑を求める。

【委員】

- ・発言なし

【杉田会長】

- ・次に、その他に入る。
- ・地域協議会だより（第27号）の発行についてである。第26号を発行したばかりで

恐縮だが、現職委員として最後となる、正に、この4年間の集大成、締めくくりの地域協議会だよりとなる。よろしく願います。

- ・次号の地域協議会だよりの編集委員は、順番により佐藤直彦委員、関澤義男委員、竹内徳法委員になる。作業を進めてほしい。
- ・佐藤委員、竹内委員が欠席だが、関澤委員、得意なところで、よろしく願います。
- ・任期中である、4月15日までに発行願う。

【杉田会長】

- ・次回の地域協議会の日程を決めさせていただく。
一日程を協議したのち—
- ・次回の地域協議会は、2月19日（金）18：30からとする。
- ・その他発言を求める。

【八木委員】

- ・除雪の件で、今年の出動状況はどうなっているか。少雪だが。

【嶋田 柿崎区建設グループ長】

- ・除雪の出動状況について、平場は少ない状況で、天気予報でもあったが、少雪は間違いなく、山間部は予報通りの中で、回数的には出ている。時間については、10cmぎりぎり出ているので、平均的には短い時間で出ている。

【杉田会長】

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ

Tel: 025-548-2311 (内線211)

E-mail: yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。